



令和6年度 認定こども園の入園申込について

令和6年4月から入園を希望される方の受付を行います。認定こども園入園申込書を、各こども園・福祉課・由岐支所で受け取るか、または美波町ホームページからダウンロードしてお申込みください。

なお、定員等により第1希望のこども園へ入園できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



美波町HP

●お申込み期間

12月1日(金)～12月22日(金)の8時30分～16時30分(土・日曜日を除く)

※勤務等の都合で上記時間以外に申込みをしたい場合は、事前に各こども園へご連絡ください。

●お申込み場所

園名	所在地／電話番号	対象年齢	特別保育	開園時間
日和佐こども園	奥河内字弁才天19-3 ☎ 0884-77-0133	6ヶ月児～5歳児	一時預かり 延長保育 土曜保育	平日・土曜日 7:00～18:00
由岐こども園	西の地字西地55 ☎ 0884-78-0547			
赤松こども園	赤松字野田138 ☎ 0884-79-3002	1歳児～5歳児	一時預かり 延長保育	
阿部こども園	阿部212-2 ☎ 0884-78-0672			

※後日、簡単な面接を行います。

※土曜保育は、他の園(赤松こども園・阿部こども園)に通っているお子さまもご利用になれます。

年度途中からの入園を希望する場合も、期間中に希望するこども園へお申込みください。また、申込受付期間以降に出産予定で、利用予定のある方も同様にお申込みください。

※申込みがなかった場合、原則ご入園いただけません。



【お問い合わせ】役場福祉課☎0884-77-3614

子育て支援情報

施設を開放して育児支援を行っています。月間行事予定は美波町ホームページでご覧いただけます。

(下のQRコードからもアクセスできます。)

すくすくサポート ももほっぺ



美波町子ども家庭総合支援拠点

0歳から18歳未満のお子様に関すること、そのご家族ご自身のことなどの相談に応じています。必要に応じて適切なサービスや関係機関へつなぐ相談窓口です。



【お問い合わせ】役場福祉課☎0884-77-3614



は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です
虐待されている子どもたちを守ることはあなたかもしれません



【児童虐待の現状】

令和4年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1039件でした。また、令和3年度の児童虐待による死亡事例は、全国で74件に及んでいます。

【「しつけ」と「虐待」の違い】

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

【虐待の定義】

身体的虐待 ▶ 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など	性的虐待 ▶ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト(養育の拒否) ▶ 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病气やけがをしても病院に連れて行かない など	心理的虐待 ▶ 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など



気になることがあったら、「通告」してください

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。



児童相談所虐待対応ダイヤル 189

お近くの児童相談所につながります。(24時間 365日通話料無料)

【相談窓口】

- ・中央こども女性相談センター ☎ 088-622-2205
- ・南部こども女性相談センター ☎ 0884-22-7130
- ・西部こども女性相談センター ☎ 0883-53-3110
- ・美波町子ども家庭総合支援拠点 ☎ 0884-77-3614



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。